

## 職業実践専門課程における第三者評価の具体化の方向性について（案）

### 1. 「(I) 自己目標の設定」に関して

- ・個別の分野に即した「目標として設定する指標」の具体化について

#### ① 目的の設定について

- ・各分野において既存の枠組みがある場合は、それを活用することが考えられる。

⇒ IT分野の第三者評価案では、「共通キャリア・スキルフレームワーク（CCSF）」を活用して「人材像」と「学修成果」を明確化する方法を提案している。

（参考）日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定基準の1つである「学習・教育到達目標」については、以下の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていることを求めている。

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養、
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
- (c) 数学及び自然科学に関する知識とそれらを応用する能力
- (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
- (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- (g) 自主的、継続的に学習する能力
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (i) チームで仕事をするための能力

#### 【これまでの会議での議論】

- ・学修成果をそれぞれの機関が明確に設定したうえで、実際に獲得された学修成果と比較すれば、あまり細かい分野毎の評価機関・評価者ではなくても、かなりの程度評価できるものではないか。

②自己目標を設定する際に、各分野内で共通する観点を設定すべきか、また、自己目標の水準について、各分野内で共通する基準を設定すべきか。

⇒就職率が80%以上、国家試験の合格率が80%以上、〇〇技術の修得 等

（ほぼ全分野の第三者評価案では、「学修成果」の評価項目において、「資格取得率」「就職率」等を評価することとしているが、これらを明確に自己目標に設定することまでは求めている。）

### 【これまでの会議での議論】

- 就職実績が高くなければ評価基準に適合しない、ということになると、厳しすぎるのではないか。
- 学校がそれぞれ掲げる理念は、学校によって高い就職率や資格合格率だったり、又は、国際的に活躍する人材や地域人材などの個性を出していたりするが、その理念がちゃんと実現しているのか、あるいは実現していないとしたらどういう問題があって、それをどう解決しようとしているかを第三者が評価すべきではないか。
- 設置基準や職業実践専門課程の基準をクリアしていれば、高校の教員や保護者等の一般の評価とかが得られるのかということになると、それは違うのではないか。設置基準等のミニマムスタンダードより厳しい水準が必要ではないか。

## 2. 「(Ⅱ) (3) 学修成果等」に関して

- ・「上記（職業実践専門課程の認定要件）以外の教育内容等」の具体化について

③教育内容等の適切性の判断において、各分野内で共通する目標達成のために必要な教育内容等を各分野内で共通する評価項目として設定すべきか。

例1) ファッション分野の第三者評価案では、職種の違いも考慮しつつ具体的な教育内容を評価項目として設定している。

- ・ 作品、商品イメージを具体化するための教育を行っているか（企画デザイン職）
- ・ 商品管理、店頭情報収集、店頭計数管理に関する教育を行っているか（販売職）

例2) 理学療法作業療法分野の第三者評価案では、指定養成施設として求められる臨床実習について具体的な評価項目を設定している。

- ・ 臨床実習前の学生の到達レベルチェック
- ・ 臨床実習指導者と教員との緊密な連携体制
- ・ 実習評価について臨床実習指導者の理解 等

例3) 柔道整復師分野の第三者評価案では、目標として設定することが考えられる専門技術（柔道整復術、テーピング技術、鑑別技術、医療面接、リスク管理等）を例示し、それに必要な教育内容を評価項目として選択できるようにしている。

### 【これまでの会議での議論】

- ・ 例えばゲームCG分野に関しては、授業科目の適切な配置という中に、知財教育のような、意匠、デザイン、商標、特許など、産業界が重視している視点が入っているのか、入っていないのか。そういった議論も必要ではないか。

### 3. 「(Ⅱ) (4) 内部質保証」に関して

#### ・「機関内部の質保証」の評価方法の具体化について

④自己評価・学校関係者評価の評価項目、評価方法、根拠資料等について、第三者評価機関があらかじめ一定の基準を示したうえで、自己評価・学校関係者評価が当該基準に沿って実施され、改善につながっているかどうかを評価すべきか。

・職業実践専門課程においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」で示した下記項目全てについて自己評価・学校関係者評価を行うことを認定要件としている。

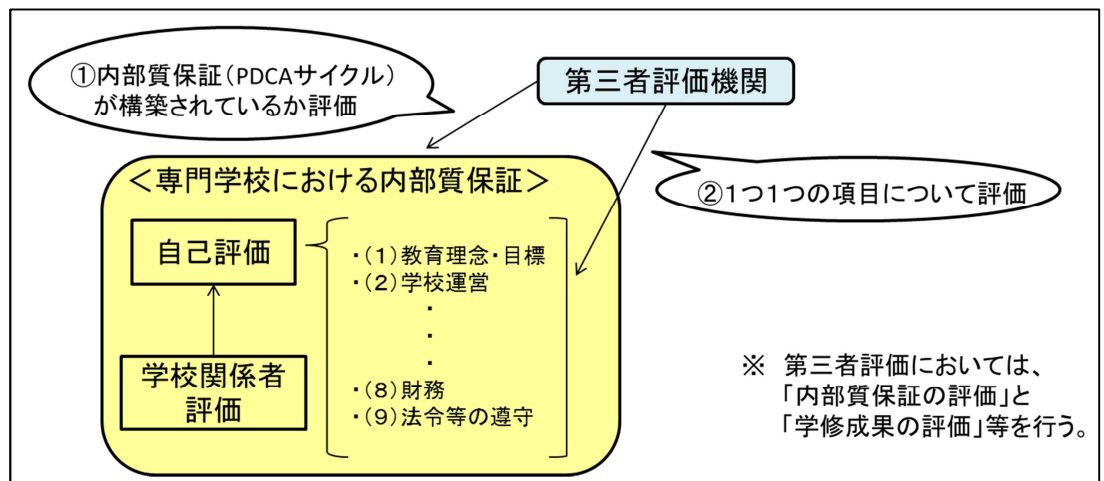
「(1) 教育理念・目標」「(2) 学校運営」「(3) 教育活動」「(4) 学修成果」

「(5) 学生支援」「(6) 教育環境」「(7) 学生の受入れ募集」「(8) 財務」

「(9) 法令等の遵守」「(10) 社会貢献・地域貢献」「(11) 国際交流」

※(10)(11)は任意。

【イメージ図：第三者評価機関による「内部質保証の評価」は、①又は②のどちらの方向性か。】



#### 【これまでの会議での議論】

- ・学校関係者評価と第三者評価の関係の整理はしっかりと行っておくべきではないか。学校関係者評価では何を評価し、第三者評価では何を評価すればいいのかという関係付けが必要ではないか。
- ・学校関係者評価に関して、構成員や評価内容に問題があれば、第三者評価において指摘することとなる。そのようにして、学校関係者評価を育てることが重要ではないか。
- ・学校関係者評価の委員になると、専門学校に対する理解が深まるので、高校の教員がもっと学校関係者評価の委員として入っていくべきではないか。